

新見市令和元年9月集中豪雨災害被災者生活再建支援制度

1 制度の趣旨

令和元年9月集中豪雨災害により甚大な被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と速やかな復興に資するため、新見市被災者生活再建支援金を支給します。

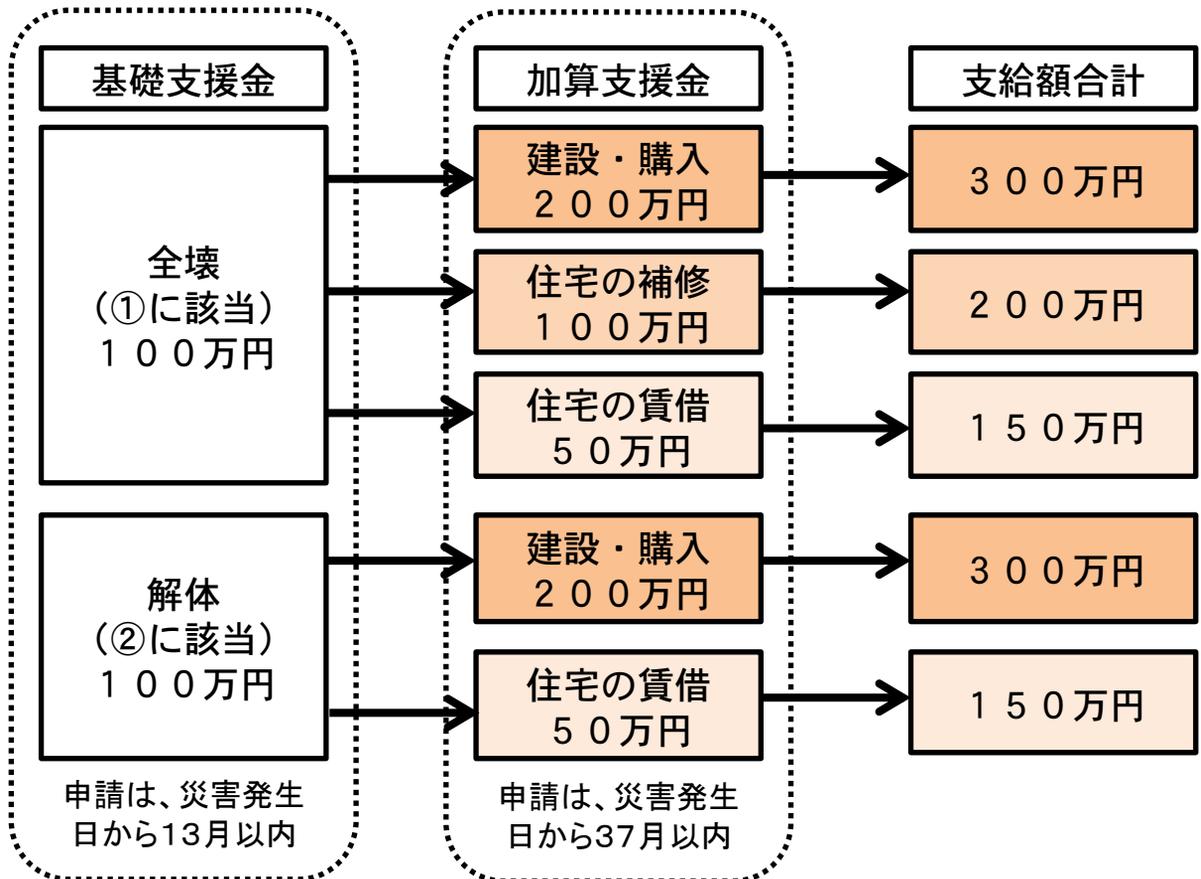
2 制度の対象となる被災世帯

令和元年9月集中豪雨災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

3 支援金の支給額

支給額は基礎支援金と加算支援金の合計額となります。
(※世帯人数が1人の場合には、各該当欄の金額の3/4の額)



※加算支援金で一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円の支援金額となります。

申請時の添付書類 基礎支援金：り災証明書 等
加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等